

**リコーグループ  
行動規範**

## リコーグループ行動規範の遵守・実践について

企業は今や地球の住民として、また社会の一員として、ますますその役割と影響力を増しています。それに伴い、社会への貢献から社会に対して責任をもった活動への転換、すなわち企業の社会的責任経営がより一層強く求められてきています。このことは、法令遵守はもちろん、より高い倫理観、道徳観そして強い責任感をもって企業活動にあたることが従来にも増して重要となってきたことを意味しています。

また、企業活動のグローバル化やグループ経営が進む中で、リコーグループも、世界の様々な国々の多様な価値観を持った人々で構成されるようになりました。同時に、事業としても同じように多種多様な価値観をもったステークホルダーの方々との関わりが深くなっています。そのような背景からリコーグループではグループ・グローバルで共有できる価値観、行動原則が必要となり、企業行動原則「リコーグループCSR憲章」を制定するとともに、リコーグループとその構成員一人ひとりが心がけるべき行動、あるいは心構えを示した「リコーグループ行動規範」を2003年11月に制定いたしました。

リコーグループは、社会的責任経営を企業価値創造の機会ととらえてグローバルに最適な視点で積極的、能動的に進め、持続可能な社会づくりにさらに貢献していきたいと考えています。

CSR憲章や行動規範の制定後、私達の身の回りで起こった様々な出来事を振り返って見ましても、CSRの対象分野として定めた「誠実な企業活動」「環境との調和」「人間尊重」「社会との調和」における活動の重要性が増しており、リコーグループにとどまらず、「調達」および「販売」を含めた「サプライチェーン」まで配慮したCSR活動が求められてきています。

そして国際社会の中では2002年リコーが署名をした「国連グローバル・コンパクト」で提唱されている「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」に関する原則の重要性もさらに高まってくると思われれます。

今後とも、私達リコーグループが、社会から愛され、成長・発展を望まれる企業グループであり続け、「信頼と魅力の世界企業」を実現するためにも、皆さん一人ひとりが、この行動規範を、真摯な姿勢で遵守・実践していただくことを強く期待いたします。

2013年4月1日

リコーグループCEO 三浦 善司

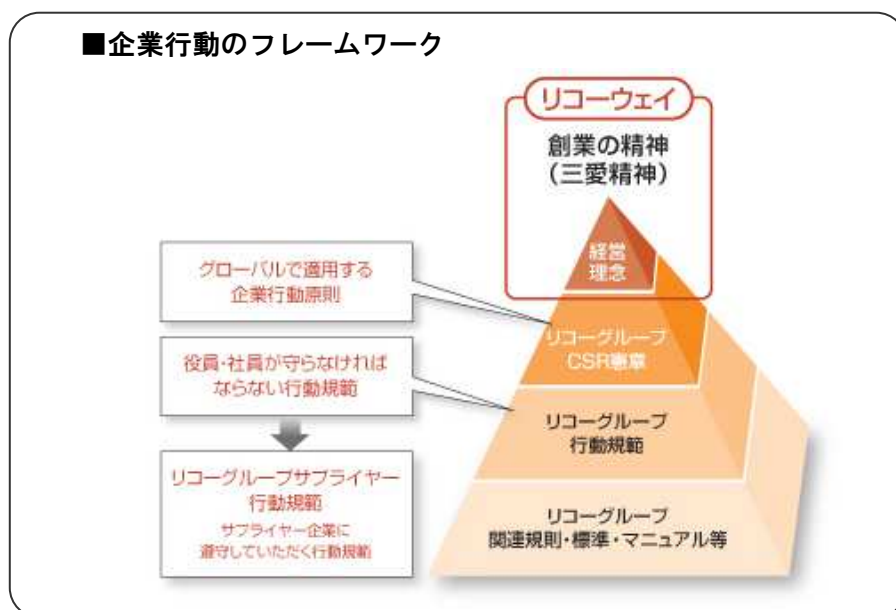
## 目次

はじめに	1
<b>[誠実な企業活動]</b>	
1 お客様の立場に立った商品・サービスの提供	4
2 自由な競争および公正な取引	5
3 インサイダー取引の禁止	6
4 企業秘密の管理	7
5 接待、贈答などの制限	8
6 公的機関との取引および政治献金の取り扱い	9
7 適正な輸出入管理	10
8 知的財産の保護と活用	11
9 反社会的行為への関与の禁止	12
10 会社の利益と対立するような個人の行為の禁止	13
11 会社資産の保護	14
<b>[環境との調和]</b>	
12 地球環境の尊重	15
<b>[人間尊重]</b>	
13 基本的人権の尊重	17
<b>[社会との調和]</b>	
14 社会貢献活動の実践	18
15 社会との相互理解	19
リコーグループCSR憲章	20

## はじめに

### 目的

リコーグループ行動規範(以下「本規範」という)は、リコーグループが企業活動を展開していくにあたって、法令および社内ルールを遵守し、社会倫理に従って行動することはもとより、社会との調和・共存という観点から、リコーグループの役員および社員の基本的な行動の規範を定めたものである。



### 定義

本規範において各用語の定義は、以下の通りとする。

- (1)「リコー」とは、株式会社リコーをいう。
- (2)「リコーグループ」とは、リコーおよび連結決算対象会社を総称していう。
- (3)「リコーグループ各社」とは、リコーグループの個々の会社をいう。
- (4)「役員および社員」とは、リコーグループ各社の取締役、監査役、執行役員、理事、各社の就業規則の適用を受ける者、その他各社と雇用関係のある者(パートタイマー、アルバイトを含む)をいう。

- 運用については、RGS-共責 C0001「リコーグループ行動規範運用標準」で定めている。
- 本規範は、以下のWebサイトにも掲載されている。
  - ・Webサイト [http://jp.ricoh.com/csr/concept/code\\_of\\_conduct/](http://jp.ricoh.com/csr/concept/code_of_conduct/)

## 役員および社員の行動の基本姿勢

役員および社員一人ひとりが、一市民、一企業人として、次の基本的な考えを理解し、日頃から心がけ、行動することが大切である。

- (1) 国や地域ごとの法令について、常に注意を払い、理解に努め、遵守し、行動する。
- (2) 社会人として自覚を持ち、高い道德観、倫理観を持つ良き市民として、良識に従い、行動する。
- (3) 一人ひとりの個性、価値観を尊重すると同時に、企業人として規律ある行動をする。また、リコーグループの定める規則、標準等の基本的ルールを守り、公私の区別をつけ、常にリコーグループを代表していることを自覚した責任ある言動に努める。
- (4) お客様と直かに接する営業、サービス活動はもとより、すべての企業活動がお客様の評価の対象になると考え、お客様の満足度向上に努力する。
- (5) さまざまな変化や問題を実感として受け止めるために「自ら行動」し、絶えず、自由で豊かな発想と独創性によって、新しい価値を「自ら創出」する。
- (6) お客様はもちろんのこと、お取引先、ご協力会社との関係、社員同士の関係において、相手の立場にたった発想に基づいて「お役立ち」をする。
- (7) 「会社の発展」と「個人の幸福」を両立させ、豊かで充実した個人生活の実現に努力する。

## 社員に対するリコーグループの基本姿勢

リコーグループは、社員一人ひとりが行動の基本姿勢を全うするとともに、社員がその能力を最大限に発揮し、自己実現をはかれるよう、次の取り組みを行う。

- (1) 一人ひとりの人間的な成長を願うとともに、仕事のみならず仕事を越えた自己実現の欲求に応えるために、幅広い自己実現の場を創出し提供する。  
一人ひとりが自己存在感、自己成長感、自己充実感を得られ、自由な発想で行動できる自由闊達な企業風土を醸成する。
- (2) 一人ひとりの専門性を大切にし、積極的に活かしたいと考え、同時に、一人ひとりが主体的に自らの専門能力を高めようとするに対して、能力開発等の制度、仕組みにより、側面から支援し、援助する。
- (3) 一人ひとりの能力発揮の結果に対して客観的、公正な評価を行うことで、社内に活力が生まれる。  
一人ひとりの達成目標等人事考課の項目を明確にするとともに、目標に対する達成度合い、職務遂行能力、貢献度等を公正に評価し、その評価に基づいた処遇を行う。
- (4) 一人ひとりの安全と健康を考え、快適で、能率的な職場環境、作業環境の整備を進めるとともに、社員のさまざまなライフスタイルに対応するために、労働時間の短縮や雇用形態、勤務形態の多様化等に努める。

## 1 お客様の立場に立った商品・サービスの提供

### ■ 基本方針

リコーグループは、商品・サービスを開発しお客様へ提供するにあたって顧客起点(お客様の視点に立って行うこと)を基本とする。

### ■ 具体的行動規範

#### ①お客様の課題解決に取り組む。

役員および社員は、お客様の課題を積極的に把握し、その解決・改善に取り組まなければならない。

#### ②お客様の信頼獲得に努める。

役員および社員は、お客様へ提供する商品・サービスについて、品質、安全性、情報セキュリティ、信頼性、環境保全、使いやすさに配慮し、開発を行わなければならない。

#### ③お客様の満足度向上をはかる。

役員および社員は、お客様の満足度を常に把握するように努め、より高い満足度が得られるよう商品・サービスを改善しなければならない。

◎関連標準：「リコーグループ品質マネジメント規定」(RGS-共マ A0005)

「リコーグループ品質保証規定」(RGS-共マ A0001)

「リコーグループ製品安全規定」(RGS-共マ A0002)

## 2 自由な競争および公正な取引

### ■ 基本方針

リコーグループは、各国、地域において適用される独占の禁止、公正な競争、および公正な取引に関する法令および規則を遵守し、これらの基本ルールを逸脱する行為は行わない。

### ■ 具体的行動規範

#### ①自由な企業活動を相互に制限する話し合い、協定を行わない。

役員および社員は、同業他社との間で、入札の条件、商品の価格、販売条件、利益、シェア、販売地域等について、自由な企業活動を相互に制限する話し合い、協定を行ってはならない。

#### ②取引上の立場を利用しない。

役員および社員は、取引上の立場を利用して、お取引先に不利益な取引条件を押しついたり、お取引先と第三者との取引について制約したりしてはならない。

#### ③不適切な表示や過大な景品・賞金の提供を行わない。

役員および社員は、お客様の正常な商品選択を誤らせる恐れのある不適切な表示や過大な景品・賞金の提供を行ってはならない。

#### ◎関連標準：「独占禁止法遵守マニュアル」

「リコーグループ下請法遵守基本規定」(RGS-共法 A1002)

「リコーグループカルテル防止基本規定」(RGS-共法 A1009)

「入札談合防止管理標準」(RGS-共法 C1001)



### 3 インサイダー取引の禁止

#### ■ 基本方針

リコーグループは、業務上知り得たインサイダー情報を金銭上の利益のために利用する等の、証券市場の健全性・公正性を阻害する行為を行ってはならない。

#### ■ 具体的行動規範

##### ①第三者に口外しない。

役員および社員は、業務上必要とする場合を除き、リコーグループまたは他社のインサイダー情報を入手してはならない。

また、役員および社員は、業務の過程またはその結果として知り得たリコーグループまたは他社のインサイダー情報を、業務上必要と認められる者以外に知らせてはならない。

##### ②私的利用を行わない。

役員および社員は、業務の過程またはその結果として、リコーグループまたは他社のインサイダー情報を知った場合は、リコーグループおよび他社の株式等の売買その他の取引を行ってはならない。

※「インサイダー情報」とは、まだ公表されていない増減資、新製品、業務提携、売上高、経常利益等の重要な内部情報をいう。

◎関連標準：「リコーグループインサイダー取引防止規定」(RGS-共統 A0003)

## 4 企業秘密の管理

### ■ 基本方針

リコーグループは、業務上創出され、取得される情報を、その重要度に応じ企業秘密として適正・厳重に管理しなければならない。  
また、自ら収集・使用する第三者（お客様、お取引先、ご協力会社等）の情報や第三者から預託を受けた情報も、同様に企業秘密として管理しなければならない。

### ■ 具体的行動規範

#### ①管理ルールを守る。

役員および社員は、業務において情報、資料、書類等を得た場合には、上司に報告するとともに、各社の関連規定等に従い、管理しなければならない。  
また、退職後においても関連規定等に従わなければならない。

#### ②権限に従い開示を行う。

役員および社員は、社内外を問わず、業務に関する質問または資料提供の要請を受けた場合には、質問に対する回答の権限、資料提供の要請に応える権限を有することが明確な場合を除き、その扱いについて上司の指示を仰がなければならない。

#### ③私的使用を行わない。

役員および社員は、企業秘密を、会社の業務に関してのみ使用し、在職中のみならず退職後も、自己または第三者のために使用してはならない。

#### ④不正な手段によって取得しない。

役員および社員は、第三者の情報を不正な手段を用いて取得してはならない。

#### ⑤目的・条件以外には使用しない。

役員および社員は、契約に基づき知り得た第三者の情報を使用する際は、その契約に定められた目的・条件に従わなければならない。

- ◎ 関連標準：「リコーグループ企業秘密管理規定」(RGS-共総 A0002)  
「ISMS管理標準(認証取得組織向け)」(RGS-共情 C0007)  
「ISMS管理標準(運用組織向け)」(RGS-共情 C0008)

## 5 接待、贈答などの制限

### ■ 基本方針

リコーグループは、接待、贈答の授受に関して、贈賄行為はもとより、一般的なビジネス慣習を逸脱した行為を一切行わない。

### ■ 具体的行動規範

#### ① 公的機関の職員(元職員を含む)に対し、接待、贈答を行わない。

役員および社員は、官公庁や地方公共団体等の公的機関の職員(元職員を含む)ならびに外国公務員(元職員を含む)に対する接待や贈答等は、行ってはならない。

#### ② 一般的なビジネス慣習に従う。

役員および社員は、接待や贈答品等を提供する際は、一般的なビジネス慣習を逸脱してはならない。

また、役員および社員は、お取引先等に対して、接待、贈答を受けない旨、事前に伝える努力を行い、接待を受けなければならない状況になった場合等は、直ちに、上司に報告し、指示を仰がなければならない。

◎関連標準：「就業規則」

## 6 公的機関との取引および政治献金の取り扱い

### ■ 基本方針

リコーグループは、公的機関との取引および政治献金について、関連法令を遵守する。

### ■ 具体的行動規範

#### ① 厳正な対応を行う。

役員および社員は、官公庁や地方公共団体等の公的機関との取引を行う際は、取引方法等を規定した関連法令に従った厳正な対応を行うとともに、法的な問題はないか、常に注意を払い行動しなければならない。

#### ② 不法な政治献金を行わない。

役員および社員は、法令で認められる場合を除き、企業活動に関連して政治家(含候補者)または政治団体に対する政治献金や選挙運動への協力について、直接または間接を問わず行ってはならない。

## 7 適正な輸出入管理

### ■ 基本方針

リコーグループは、国際的な平和と安全の維持を目的として定められた「外国為替及び外国貿易法」および適正な輸入手続を定めた「関税法」等の輸出入関連法令および貿易相手国の関連法令に反する行為は行わない。

### ■ 具体的行動規範

#### ①取引対象貨物／技術の該非判定

役員および社員は、取引対象貨物(商品、部品、設備、原材料)およびその関連技術を、社内規則に定められた手順に従い、輸出入規制に該当するかどうかをあらかじめ判定しなければならない。

#### ②顧客審査および取引審査(輸出入許認可の必要性審査)

役員および社員は、貨物またはその関連技術の輸出入取引を行う際は、該非判定、顧客審査および取引国等の審査結果に基づき、輸出入関連法令による規制を受け、許認可が必要かどうかを事前に確認しなければならない。また、規制を受けることが確認された場合には、その規制に従い、適正な輸入手続を行う。

#### ③不拡散型輸出管理

役員および社員は、貨物またはその関連技術の輸出入取引を行う際は、該非判定の結果にかかわらず、不拡散型輸出管理の精神に基づき、自主的な管理を行わなければならない。

役員および社員は、取引に兵器関連への転用がある場合は、貨物または技術の最終使用者、最終使用目的について確認を行うとともに、取引の可否についてリコーグループ輸出入管理委員会の指示を仰がなければならない。

◎関連標準:「リコーグループ輸出入関連法令遵守規定」(RGS-共貿 A0001)

「リコーグループ国際取引規定」(RGS-共貿 A0003)

「原産国管理標準」(RGS-共貿 C0004)

「輸出規制品・海外調達品の管理標準」(RGS-共貿 C0005)

「輸出入管理の手引」(リコーグループ輸出入管理委員会事務局発行)

## 8 知的財産の保護と活用

### ■ 基本方針

リコーグループは、リコーグループにとって重要な財産である知的財産にかかわる創作活動を奨励し、その適切な保護と活用に努める。

### ■ 具体的行動規範

#### ①速やかな届け出を行う。

業務に関連して創作された知的財産は、すべて会社に帰属する。  
役員および社員は、業務に関連した知的財産(特許の場合は、自由発明を含む)について、速やかに会社へ届け出を行わなければならない。

#### ②第三者の権利を尊重する。

役員および社員は、業務を遂行する上で、第三者の権利を尊重し、その権利を侵害しないよう対応しなければならない。

#### ③開示・提供手続きを守る。

役員および社員は、知的財産の学会発表や新規ビジネスモデルの実施等による第三者への開示、知的財産のライセンスや譲渡等による第三者への提供は、リコーグループの方針に従い、正当な手続きを経て行わなければならない。

※ここでは「知的財産」とは、特許、実用新案、意匠、商標、プログラムの著作権、回路配置利用権等をいう。

◎関連標準：「リコーグループ知的財産規定」(RGS-共知 A0001)

## 9 反社会的行為への関与の禁止

### ■ 基本方針

リコーグループは、反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関わらない。

### ■ 具体的行動規範

#### ①反社会的な活動や勢力との関係を一切持たない。

役員および社員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的な活動や勢力との関係を一切持つてはならない。

#### ②反社会的勢力からの不当な要求に妥協をしない。

役員および社員は、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による妥協をしてはならない。役員および社員は、事態発生時は直ちに上司に報告し、上司は自社の総務担当に連絡しなければならない。

#### ③反社会的勢力との取引を行わない。

役員および社員は、反社会的勢力とは、一切取引を行ってはならない。

◎関連標準：「反社会的勢力への対応標準」(RGS-共総 C0004)

## 10 会社の利益と対立するような個人の行為の禁止

### ■ 基本方針

リコーグループは、役員および社員の個人的な行為が、リコーグループの企業活動に不利益を及ぼす場合、あるいはそのおそれがある場合には、これを認めない。

### ■ 具体的行動規範

#### ①会社に報告する。

役員および社員は、会社の利益と対立するような、あるいは対立するおそれのある行為をしてはならず、もしこのような状況が生じた場合には、役員および社員は、上司に対してその旨を報告しなければならない。

#### ②事前に会社の許可を得る。

役員および社員は、他の企業や団体の役員に就任したり、社員として雇用契約を結ぶ場合には、事前に会社の許可を受けなければならない。

#### ③許可なく競合する業務活動を行わない。

役員および社員は、事前に会社の許可を受けることなく、リコーグループの行う取引と競合する活動を自ら行ったりあるいは競合会社の経営者になる等、リコーグループと競合する業務活動を行ってはならない。

◎関連標準：「就業規則」



## 11 会社資産の保護

### ■ 基本方針

リコーグループは、会社の資産(商品、備品、情報等有形・無形の資産)を管理するためのルールを定め、厳格にこれを運用する。

### ■ 具体的行動規範

#### ①適正に管理する。

役員および社員は、会社の資産を、所定のルールに従って適正に管理しなければならない。

#### ②不正使用しない。

役員および社員は、会社の資産を私的用途に流用する等、業務目的以外に使用してはならない。

◎関連標準：「就業規則」

## 12 地球環境の尊重

### ■ 基本方針

リコーグループは、環境保全は我々地球市民に課せられた使命と認識するのみならず、環境保全活動と経営活動を同軸であるにとらえ、自ら責任を持ち、全グループをあげてその活動に取り組む。

### ■ 具体的行動規範

#### ①高い環境保全目標を設定し実現する。

役員および社員は、法規制の遵守はもとより、自らの責任において、社会の期待を先取りした高い目標を設定し、その実現を通じて経済価値の創出に努めていく。

#### ②革新的な環境技術開発をすすめる。

役員および社員は、顧客価値を創造し、広く社会にも活用される革新的な環境技術開発をすすめていく。

#### ③全員参加で継続的改善をおこなう。

役員および社員は、すべての事業活動において環境への影響を把握し、全員参加で汚染予防や、エネルギーおよび資源の有効利用について継続的改善を行っていく。

#### ④環境に配慮した商品とサービスを提供する。

役員および社員は、商品とサービスの提供にあたっては、調達・生産から販売・物流・使用・リサイクル・廃棄に至るすべての段階における環境負荷の低減に努めていく。

#### ⑤意識向上を図り、責任ある環境保全活動をすすめる。

役員および社員は、一人ひとりが広く社会に目を向け、積極的な学習を通して意識向上を図り、自ら責任を持って環境保全活動を進めていく。

#### ⑥持続可能な社会の実現に貢献する。

役員および社員は、環境保全活動への参画・支援によって、持続可能な社会の実現に貢献していく。

⑦コミュニケーションを通して社会の信頼を得る。

役員および社員は、ステークホルダーと連携した環境保全活動を展開し、積極的なコミュニケーションを通して社会の信頼を得る。

◎関連標準：「リコーグループ環境綱領」

「リコーグループ環境マネジメント規定」(RGS-共環A0001)

## 13 基本的人権の尊重

### ■ 基本方針

リコーグループは、相互理解の前提となる基本的人権を常に尊重する。  
リコーグループは、人種、信条、性別、社会的身分、国籍、疾病、障害等による差別は行わない。

### ■ 具体的行動規範

#### ①一切の差別を排除する。

役員および社員は、個人の基本的人権を尊重し、いかなる差別的言動、暴力行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等、人権を無視する行為もしてはならない。

#### ②個人のプライバシーを保護する。

役員および社員は、業務上社内外の個人情報に接する場合には、その取り扱いにあたって、個人のプライバシーが侵害されることのないよう細心の注意を払うとともに、適切に管理しなければならない。

#### ③不当な労働を排除する。

役員および社員は、不当な労働を強制してはならない。また、各国・地域の法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を仕事につかせてはならない。  
役員および社員は、リコーグループと同様の対応をご販売店・ご協力会社等にも求めなければならない。

#### ◎関連標準：「就業規則」

「人権侵害防止標準」(RGS-共人 C0001)

「セクシュアルハラスメント防止標準」(RGS-共人 C0002)

「リコーグループ個人情報保護基本規定」(RGS-共情A0004)

## 14 社会貢献活動の実践

### ■ 基本方針

リコーグループは、企業市民としての役割を自覚し、志を同じくする人々とのパートナーシップのもと、社会貢献活動を積極的に行う。

### ■ 具体的行動規範

#### ①地域社会に寄与する社会貢献活動を実践する。

企業活動は、地域社会との深いかかわりの中で行われるものである。したがって、役員および社員は、リコーグループが地域社会から歓迎され、親しまれ、信頼されたいと考え、地域社会の文化的、経済的な発展をはかる地域社会に密着した社会貢献活動に努めなければならない。

#### ②社会貢献活動を重んずる企業風土を醸成する。

企業としての社会貢献活動とともに、役員および社員一人ひとりが、社会貢献のあり方を考え、身近な社会貢献活動を進んで実践することが必要である。役員および社員は、ボランティア活動等の社会貢献活動の実践を通じ、社会貢献活動を重んずる企業風土の醸成に取り組まなければならない。

## 15 社会との相互理解

### ■ 基本方針

リコーグループは、社会との調和、共存をはかるために、社会との相互理解を深め、信頼関係を築くとともに、地域に貢献する事業経営を積極的に行っていく。

### ■ 具体的行動規範

#### ①世界の文化、慣習を尊重する。

ある国、ある地域で許されるにもかかわらず、他の国、他の地域では、許されないことが数多くある。したがって、役員および社員は、世界各国、各地域の歴史、文化、慣習を尊重し行動しなければならない。

#### ②積極的な情報の提供を行う。

リコーグループの企業姿勢を正しく伝えることが社会との相互理解を深める第一歩である。より多くの人々にリコーグループを正しく知っていただくために、役員および社員は、各社の適正な手続きを踏んで社会に向けて、タイムリーな情報提供活動を積極的かつ公正に行わなければならない。

#### ③正確な記録と報告を行う。

役員および社員は、関連法令および社内規則等に従い財務・会計に関する記録および報告を作成しなければならない。また、それらの記録および報告は、完全、公正、正確、適時、かつ理解しやすい内容で作成されなければならない。

◎関連標準：「リコーグループ広報規定」(RGS-共広 A0001)

## リコーグループCSR憲章

リコーグループは、社会全体から成長・発展を望まれる企業となり、経営のあらゆる側面から、グローバルな視点で「企業の社会に対する責任」(CSR: Corporate Social Responsibility)を果たすために、以下の原則に基づいて、各国の法令、国際ルールおよびその精神を理解し遵守するとともに、社会的良識をもって行動する。

### 誠実な企業活動

1. リコーグループの各企業は、品質・安全・情報セキュリティ・信頼性を確保し、環境への配慮および使いやすさを追求した、世の中に有用な商品・サービスを、開発し提供する。
2. リコーグループの各企業は、公正、透明、自由な競争を行うとともに、政治、行政、市民及び団体とは、健全かつ正常な関係を維持する。
3. リコーグループの各企業は、自社の情報およびお客様の情報の適正な管理と保護を徹底する。

### 環境との調和

4. リコーグループの各企業は、環境保全を地球市民としての責務として受け止め、自主的かつ積極的に取り組む。
5. リコーグループの各企業は、環境に配慮した技術革新の推進と環境保全の継続的な活動に全員参加で取り組む。

### 人間尊重

6. リコーグループの各企業は、リコーグループの企業活動にかかわるすべての人々の安全で働きやすい職場環境を確保するとともに、すべての社員の、自主性と創造性の発揮できる豊かな個性を尊重する。
7. リコーグループの各企業は、関係するすべての人々の人権を尊重し、また社内における差別のない明るい職場づくりを目指す。
8. リコーグループの各企業は、強制労働・児童労働を認めず、人権侵害に加担しない。

### 社会との調和

9. リコーグループの各企業は、「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
10. リコーグループの各企業は、国または地域の文化や習慣を尊重し、その発展に貢献する経営を行う。
11. リコーグループの各企業は、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ適切・公正に開示する。

## リコーグループ行動規範

---

2003年11月4日 制 定

2004年 1月1日 施 行

2008年10月1日 改 訂

2013年 4月1日 改 訂

株式会社リコー サステナビリティ推進本部

東京都中央区銀座8-13-1 (〒104-8222)

TEL 03-6278-5495 (ダイヤルイン)

Copyright 2003, 2008, 2013

RICOH COMPANY, LTD. All rights reserved.

---